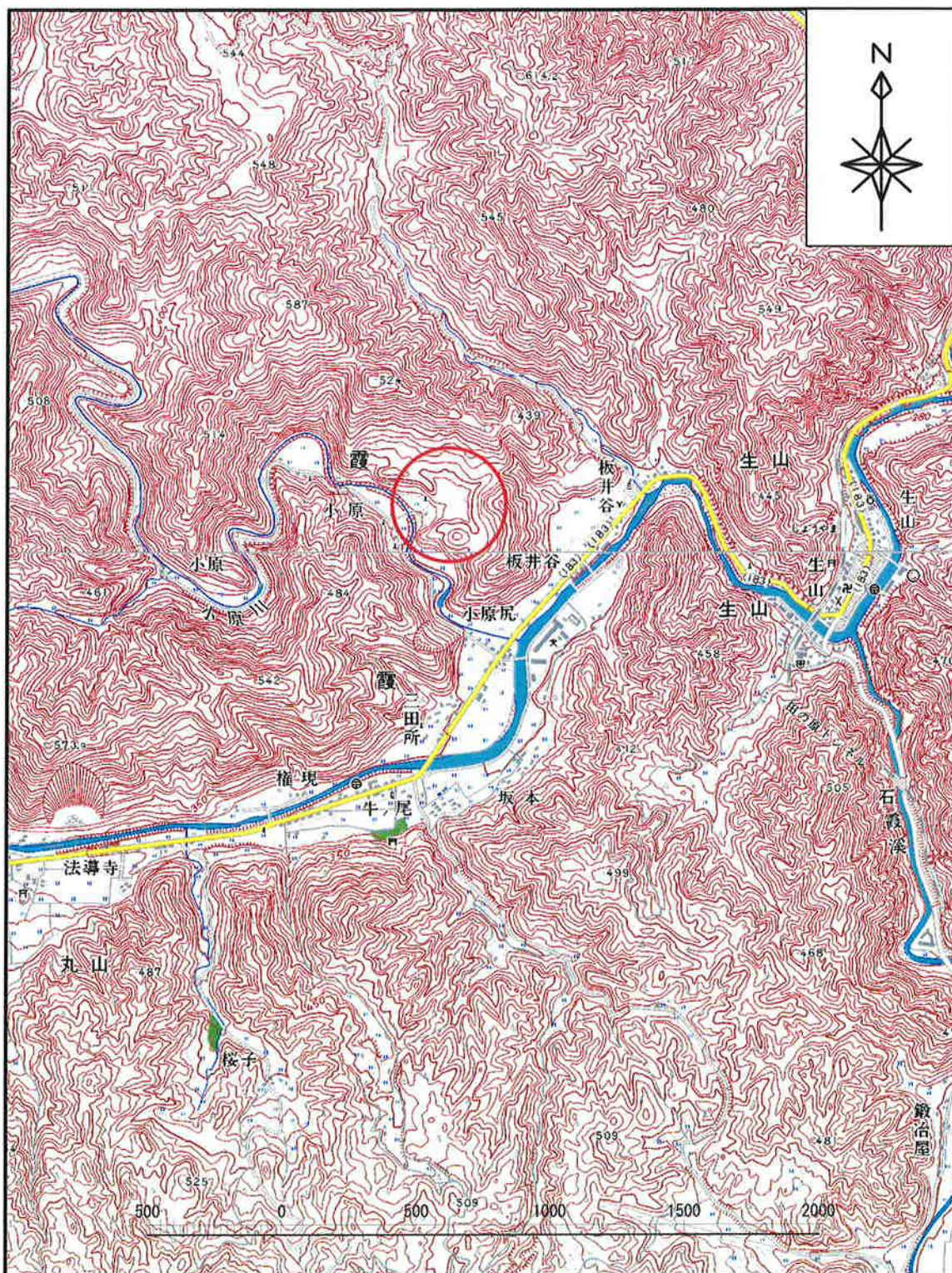


位置図

S=1:25,000



・・・業務位置

小原建設発生土受入地「修正設計及び林地開発変更申請書作成業務委託」

数量総括表

[illegible]

小原建設発生土受入地「修正設計及び
林地開発変更申請書作成業務委託」 特記仕様書

1. 業務の目的

小原建設発生土受入地は、国土交通省の鍵掛道路トンネル工事から発生する建設残土を受け入れる処分場として稼働しているところですが、令和6年7月末の見込みとして当初計画よりかなり減少するとの情報が示されたところです。これを踏まえ日南町への説明と協議を行い搬入量の減少について理解を得ていますが、全体計画がどのように変わるのかを町へ示す必要があります。

このため平面図、縦断面図、標準断面図の修正を行ったところです。その結果を踏まえて、当初の詳細設計の内容で影響を受ける箇所の修正及び林地開発変更申請書の作成を行うものです。

2. 業務内容

2. 1 残土処分場修正設計

○修正項目及び内容は、別添の建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」

(平成26年8月)の

第2号表「建設発生土処分場詳細設計(基準面積: 4.0ha)1式 当たり単価表
(資料-1)

建設発生土処分場詳細設計要領(資料-2)

を参照。

2. 2 小原地区林地開発許可変更申請書の作成

○残土処分場の修正設計の結果を踏まえ、林地開発許可変更申請書の作成を行う。

修正の主な内容は建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」の林地開発申請書作成に示された項目内の変更及び修正が必要な資料を作成する。(資料-3)

また鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程の第5条(開発許可に係る申請書等作成要領)を参考としながら作業を進めるものとする。(資料-4)

【共通】

業務名：小原建設発生土受入地「修正設計及び林地開発許可変更申請書作成業務委託」

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、建設発生土受入地(の、過年度に実施した小原地区建設発生土受入地「測量・詳細設計及び地質調査業務委託」の内、詳細設計の修正を行なうものである。(詳細内容は別紙による) また、これに伴い林地開発許可変更申請書作成の業務を行うもの。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		修正設計業務 ・残土処分場修正設計 一業務 ・林地開発許可変更申請書作成 一業務
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員と協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 2部(鳥取県及び鳥取県建設技術センター) ・図面(A1版及びA3縮小版) 各1部 ・電子媒体(CD-ROM又はDVD-R) 2部 また、本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品すること。
追加				業務カルテ登録方法		受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、フロッピーディスクの郵送又はインターネットを通じてオンラインで登録することが出来る。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び 照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、1回（当初時）を予定している。 なお、業務着手時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2			設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件等は、下記によるものとし、これによりがたい項目等については、調査職員と協議の上決定するものとする。 ・建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月：公益財団法人 鳥取県建設技術センター) ・建設発生土処分場造成マニュアル(H19 改定版)(平成19年3月：鳥取県県土整備部企画課防災課、財団法人 鳥取県建設技術センター)
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	(必要に応じ記載する。) 【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	4	数量計算は「土木工事数量算出要領(案)」により行なうものとする。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				関係機関協議(資料作成)		なお、関係機関の対象は、現時点で想定されるものであり、業務の進捗とあわせて変更となる(追加又は削除)可能性もあることから、調査職員と調整すること。
追加				仮設設計		詳細設計に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。 鳥取県景観条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。
追加				使用歩掛等		建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月：公益財団法人 鳥取県建設技術センター)に基づき、下記項目について歩掛を適用している。 なお、直接人件費の算出に当たっての補正係数についてはそれぞれ記載している条件により算定している。 ・建設発生土処分場修正設計 ※条件:対象面積 2.6ha、修正、詳細設計を行っている